

第2章 原子力災害事前対策計画

第1節 基本方針

本編は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

1 関西電力株式会社（以下「関西電力㈱」という。）は、毎年、高浜発電所原子力事業者防災業務計画及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画について、京都府地域防災計画に抵触していないかどうか、京都府に意見を聴いた上で検討を加えることとされている。

市は、関西電力㈱が修正しようとする高浜発電所原子力事業者防災業務計画案及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画案について、京都府から意見聴取を受けた時は、南丹市地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

2 市は、関西電力㈱が届け出る高浜発電所及び大飯発電所に係る下記の書類の写しを京都府から受領する。

- (1) 高浜発電所原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届け出
- (2) 高浜発電所原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出
- (3) 大飯発電所原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届け出
- (4) 大飯発電所原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出
- (5) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届け出

第3節 立入検査と報告の徴収

市は、京都府が行う関西電力㈱からの報告の徴収及び立ち入り検査の実施結果の概要について、通知を受けるものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- 1 市は、この計画の修正、高浜発電所及び大飯発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- 2 市は、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリングの協力、京都府や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 市は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。
- 4 市は、災害復旧に資するため、国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、京都府、関西電力㈱、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、京都府、関西電力(株)その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、京都府、関西電力(株)その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- (1) 関西電力(株)からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (2) 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- (3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- (4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び京都府と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害発生現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

4 非常通信関係防災機関との連携

市は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

5 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、防災行政無線（移動系）、携帯電話等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、

必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

〔資料〕 2-6-2-① 京都府原子力防災専門委員

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料

市は、国、京都府及び関西電力(株)その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる高浜発電所及び大飯発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、京都府南丹広域振興局、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部室に適切に備え付けるものとする。

(1) 高浜発電所及び大飯発電所に関する資料

ア 高浜発電所原子力事業者防災業務計画

イ 高浜発電所の施設概要

ウ 大飯発電所原子力事業者防災業務計画

エ 大飯発電所の施設概要

〔資料〕 2-6-2-② 高浜発電所の施設概要

〔資料〕 2-6-2-③ 大飯発電所の施設概要

(2) 社会環境に関する資料

ア 周辺概況図

〔資料〕 2-6-2-④ 周辺概況図

イ 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所、大飯発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

〔資料〕 2-6-2-⑤ 周辺地域の夜間人口とその分布

2-6-2-⑥ 観光客等の入込状況等

ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）

〔資料〕 2-6-2-⑦ 主要道路の概況

2-6-2-⑧ 災害対策用ヘリコプター離着陸場

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

〔資料〕 2-6-2-⑨ 避難者収容施設

オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、保育所、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（高浜発電所、大飯発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

〔資料〕 2-6-2-⑩ 避難対象施設(避難時に特に配慮を必要とする施設)

カ 原子力災害医療体制に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

〔資料〕 2-6-2-⑪ 原子力災害医療体制

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域の気象資料

〔資料〕 2-6-2-⑫ 周辺地域の気象の状況

イ 京都府のモニタリングポスト配置図、空間線量率の予測地点図、及び環境試料の予定採取地点図

ウ 京都府線量推定計算に関する資料

エ 南丹市、京都府の平常時環境放射線モニタリング資料

〔資料〕 2-6-2-⑬ 高浜発電所環境放射線測定計画

2-6-2-⑭ 環境放射線測定地点及び環境試料採取地点

2-6-2-⑮ 環境放射能測定車及び環境放射線調査車測定地点

2-6-2-⑯ 環境放射線等測定結果

オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

〔資料〕 2-6-2-⑰ 給水状況

カ 農林水産物の生産及び出荷状況

〔資料〕 2-6-2-⑱ 農林水産物の生産及び出荷状況

(4) 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

〔資料〕 2-6-2-⑲ 防護資機材の配備状況

イ 避難用車両等の緊急時における運用体制

〔資料〕 2-6-2-⑳ 乗合自動車、貸切旅客自動車の保有台数

2-6-2-㉑ 京都府及び市の保有車両

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

〔資料〕 2-6-2-㉒ 医療活動用資機材の配備状況

(5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 関西電力(株)を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 関西電力(株)との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

(6) 避難に関する資料

- ア 地区ごとの避難計画（移手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第3 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び京都府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に対応する諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

1 市防災行政無線（同報系）の整備

市防災行政無線（同報系）については、その施設の充実に努めるものとする。

〔資料〕 2-6-3-① 南丹市防災行政無線

2 京都府衛星通信系防災情報システムの活用

市は、京都府と連携し、京都府衛星通信系防災情報システムについて、確実なルートの設定を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

〔資料〕 2-6-3-② 京都府衛星通信系防災情報システム構成図

3 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び京都府と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

4 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、京都府と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話の原子力防災への活用を努めるものとする。

〔資料〕 2-6-3-③ 孤立防止対策用衛星電話設置状況

2-6-3-④ 有線放送設備（CATV）光ケーブル

5 災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

〔資料〕 2-6-3-⑤ 災害時優先電話一覧表

6 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を

講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

7 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

8 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策計画」に反映させるものとする。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、必要な職員体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び京都府と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制等を整備するものとする。

3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、市の職員を迅速に派遣するため、京都府及び現地に配置される原子力防災専門官と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

第2 災害対策本部等の体制整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部

等の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、京都府、京都府内関係市町、福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、オフサイトセンターに設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、京都府、京都府内関係市町、福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者のほか、必要と認めるときは、協議して、指定公共機関の代表者及び関西電力㈱の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を考慮し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会の下にモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、京都府、京都府内関係市町、福井県等及び関西電力㈱等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、京都府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5 防災関係機関相互の連携体制

- 1 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、京都府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力㈱、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。
- 2 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う際に、国又は京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、

連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について京都府内外の近隣市町村及び京都府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や退避退域時検査（「居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、関西電力(株)との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。

〔資料〕 2-7-7-① 相互応援協定等の締結状況

第8 自衛隊との連携体制

市は、京都府知事に対し、自衛隊の派遣要請の求めが迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法をあらかじめ定めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

第9 オフサイトセンター

市は、国、京都府、福井県、関係市町等とともにオフサイトセンターを平常時から訓練等に活用するものとする。

第10 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会、及び関係省庁）、関係府県（PAZを含む府県及びUPZを含む府県をいう。以下同じ。）、関西電力㈱及び関係指定公共機関等の要員により編成され構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、京都府等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに連絡体制を構築しておく。

表 環境放射線モニタリングの状況

モニタリングポスト	日出測定所 峰山測定所 上司測定所 宮津測定所 田井MP 大山測定所 塩汲測定所 岡安測定所 夕潮台MP 吉坂測定所 倉梯測定所 老富測定所 地頭測定所 上杉測定所 綾部測定所 福知山測定所 八津合測定所 倉谷測定所 島測定所 本庄測定所 園部測定所 盛郷測定所 美山測定所 久多測定所 上京測定所 亀岡測定所 乙訓測定所 伏見測定所 宇治測定所 木津測定所
	モニタリングポスト30箇所

出典：京都府 環境放射線監視テレメータシステム

(令和5年10月現在)

〔資料〕 2-7-10-① 放射線測定設備及び機器等

2-7-10-② 京都府環境放射線監視テレメータシステム

- 2-7-10-③ 気象・海象測定設備及び機器
- 2-6-2-⑬ 高浜発電所環境放射線測定計画
- 2-6-2-⑭ 環境放射線測定地点及び環境試料採取地点
- 2-6-2-⑮ 環境放射能測定車及び環境放射線測定車測定地点
- 2-6-2-⑯ 環境放射線等測定結果

第11 専門家の派遣要請手続き

市は、関西電力㈱から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する国等の職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、京都府、関西電力㈱及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

第13 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び京都府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、京都府及び関西電力㈱と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

- 1 市は、国、京都府及び関西電力㈱の協力を得て、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合において

は、国及び京都府が中心となって市町の間での調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。

(1) P A Z

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（注）（以下同じ）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（イ

又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(2) U P Z

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

〔資料〕 2-8-1-① 南丹市原子力災害対策住民避難計画

第2 避難所等の整備

1 避難所の整備

市は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び京都府の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、京都府等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、京都府と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

3 コンクリート屋内退避体制の整備

市は、京都府等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

4 市の区域を越えた避難への対応

市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、京都府と調整し避難所の確保に努める。

他市町から避難受入要請があった場合は、可能な限り収容施設の供与及びその他の災害救助に協力する。

5 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、京都府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

6 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、国、京都府、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

7 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

8 避難所における設備等の整備

市は、京都府と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

9 物資の備蓄に係る整備

市は、京都府と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 避難行動要支援者に関する措置

- 1 市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について、定めるものとする。
- 2 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- 3 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

第4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

- 1 市は、京都府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。
- 2 市は、京都府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、市は、京都府の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

- 3 病院等医療機関の管理者は、京都府及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- 4 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、京都府及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

〔資料〕 2-6-2-⑩ 避難対象施設(避難時に特に配慮を必要とする施設)

- 5 市は、京都府が大規模・広域災害発生時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の避難・受入や他都道府県発災時の応援態勢等について、行政・

医療・福祉関係者により調整を行うために設置する京都府災害時要配慮者避難支援センターと連携するものとする。

なお、同センターの構成機関は下表のとおりである。

行政機関	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町
医療関係団体	一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神科病院協会、一般社団法人京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会
福祉関係団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、一般社団法人京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、京都府ホームヘルパー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都知的障害者福祉施設協議会、京都府児童福祉施設連絡協議会、京都児童養護施設長会、京都市身体障害者福祉施設長協議会、京都府社会福祉法人経営者協議会

第5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、京都府及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との連絡、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、京都府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、京都府、市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合が

あることに留意する。

第8 児童・生徒等に対する対策

市は、学校、園、保育所等の園児、児童・生徒等に対する対策について、在校園中および在宅中における対応をあらかじめ定めておくものとする。

[資料] 2-8-1-① 南丹市原子力災害対策住民避難計画

第9 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は京都府の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第10 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国、京都府と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第11 避難所等・避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を京都府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、京都府及び関西電力㈱の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

[資料] 2-8-1-① 南丹市原子力災害対策住民避難計画

第12 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は、国、京都府及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体

制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港・ヘリポート等から現地までの先導体制等）について京都府が国等と協議して定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- 1 市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- 2 市は、国、京都府等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

第10節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、京都府及び京都中部広域消防組合と協力し、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

市は京都府、京都中部広域消防組合及び関西電力(株)と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- 1 市は、国及び京都府と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関

係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。なお、整備する資機材は、サーバイメータ、ポケット線量計、防護服、防護マスク、空気呼吸器等の現場活動に必要な防護資機材、避難誘導、防災活動及び防災普及活動を行うために必要な資機材とする。

- 2 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、京都府、福井県、関係市町及び関西電力㈱と相互に密接な情報交換を行うものとする

第4 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

原子力災害医療体制の状況

(令和5年8月現在)

区分	圏域	医療機関名	所在地
初期 (原子力災害医療協力機関)	南丹	医療法人清仁会亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1-32-15
		亀岡市立病院	亀岡市篠町篠野田 1-1
		京都中部総合医療センター	南丹市八木町八木上野 25
		国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下 28
		船井医師会	南丹市園部町上木崎町寺ノ下 27-1
		船井薬剤師会	南丹市八木町八木上野 25
	中丹	市立福知山市民病院	福知山市厚中町 231
		医療法人福富士会京都ルネス病院	福知山市末広町 1-38
		市立福知山市民病院大江分院	福知山市大江町字河守 180
		綾部市立病院	綾部市青野町大塚 20-1
		独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター	舞鶴市字行永 2410
		日本赤十字社舞鶴赤十字病院	舞鶴市字倉谷 427
		国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院	舞鶴市字浜 1035
		一般社団法人舞鶴医師会	舞鶴市北吸 1055-3
		一般社団法人福知山医師会	福知山市北本町二区 35-1
		舞鶴薬剤師会	舞鶴市魚屋 296 番地
		福知山薬剤師会	福知山市土師宮町 2 丁目 182 番地
		綾部薬剤師会	綾部市綾部中町花ノ木 30 アスパ内

	丹 後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481
		公益財団法人丹後中央病院	京丹後市峰山町字杉谷 158-1
		京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町字溝谷 3452-1
		京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161
		一般社団法人与謝医師会	宮津市敦賀 2109-3
		丹後薬剤師会	与謝郡与謝野町字四辻 47
	京 都 ・ 乙 訓	日本赤十字社京都府支部	京都市東山区三十三間堂廻り町 644
		一般社団法人京都府医師会	京都市中京区西ノ京東梅尾町 6
		一般社団法人左京医師会	京都市左京区岩倉大鷲町 422 番地
		一般社団法人京都府薬剤師会	京都市東山区東大路五条上る梅林町 563
		公益社団法人京都府放射線技師会	京都府京都市中京区西ノ京北壺井町 88-1 二条プラザ 1F
原子力災害拠点病院	独立行政法人国立病院機構京都医療センター（基幹原子力災害拠点病院）	京都市伏見区深草向畑町 1-1	
	国立大学法人京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町 54	
	公立大学法人京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町通広小路 上る 梶井町 465	
原子力災害医療・総合支援センター	国立大学法人広島大学	広島市南区霞 1-2-3	

第5 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制整備

避難対象となる可能性のある区域を含む本市は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、PAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適切なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

《事前配布体制の整備》

- 1 市は、京都府と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を確保するとともに、事前配布後における市民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておくものとする。
- 2 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、京都府、関係医療機関と連携し、対象となる市民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、服用を優先すべき対象者等の把握に努めるものとする。
- 3 市は、京都府と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた市民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。なお、服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳

幼児を含む。)である。

- 4 市は、京都府と連携し、市民に事前配布した安定ヨウ素剤については、市民による安定ヨウ素剤の管理が適切に行われているか把握に努めるとともに、使用期限である3年又は5年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

《緊急時における配布体制の整備》

- 1 市は、京都府と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に關与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をみやま診療所及びUPZ圏域の公共施設等において備蓄しておくものとする。
- 2 市は、京都府と連携し、避難や一時移転等する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、効能又は効果、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等について説明するため、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- 3 市は、京都府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第6 物資の調達、供給活動の整備

- 1 市は、国、京都府及び関西電力(株)と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、国、京都府と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第7 大規模・特殊災害における救助隊の整備

京都府は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 市は、国及び京都府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺

住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

- 2 市は、国及び京都府と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、広報体制及び防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。
- 3 市は、国及び京都府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- 4 市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び京都府と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第12節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第13節 家庭動物等対策

- 1 京都府は、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。
- 2 京都府は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うも

のとする。市はこれに協力する。

第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 1 市は、国、京都府及び関西電力(株)と協力して、ホームページ、広報紙、パンフレット等により住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - (2) 原子力施設の概要に関すること
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること
 - (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - (5) 緊急時に、南丹市、国、京都府等が講じる対策の内容に関すること
 - (6) コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
 - (7) 要配慮者への支援に関すること
 - (8) 緊急時にとるべき行動
 - (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること
 - (10) その他必要な事項
- 2 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- 5 市は、国及び京都府と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び京都府と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び京都府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、京都府及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に南丹市、国、京都府等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

- 1 市は、国、京都府、関西電力^(株)等関係機関の支援のもと、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた次に掲げる訓練の実施計画の企画立案を京都府と共同又は独自に行うものとする。
 - (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
 - (2) オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
 - (3) 緊急時通信連絡訓練
 - (4) 緊急時モニタリング訓練
 - (5) 原子力災害医療訓練
 - (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - (7) 周辺住民避難・退避訓練
 - (8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

- 2 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

市は、実施計画に基づき、国、京都府、関西電力㈱等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

2 総合的な防災訓練の実施

市は、高浜発電所及び大飯発電所が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、京都府、関西電力㈱等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第3 実践的な訓練の工夫と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにした上で、必要に応じ緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第17節 関西電力株式会社の行う予防対策

高浜発電所及び大飯発電所における原子力防災対策については、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災対法等の原子力関係法令に基づき周辺環境の安全確保、安全防護施設の設置をはじめ、いかなる事態にも対処できるよう次の対策を講じるものとする。

第1 環境条件の調査

施設周辺の人口構成及び人口分布等の資料の整備並びに平常時における放射能水準等災害対策上必要な事項の調査を行う。

第2 通信連絡網の整備

災害に関する情報の収集及び伝達についての組織・通信機器等整備を行う。

第3 防災上必要な研究

国又は防災機関の行う災害予防に関する科学的な研究に協力し、その成果を利用して災害予防対策の効果的な実施を図る。

第4 防災上必要な安全教育及び訓練等

平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるとともに、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、発電所に従事する職員及び関連協力会社員等に対し、これに関する知識の周知徹底を図るための安全教育及び緊急時に対処するための訓練等を実施する。

第5 放射能等監視体制の整備

1 空間放射線量率等の監視

舞鶴市田井小学校跡地、夕潮台公園の2箇所並びに高浜発電所及び大飯発電所敷地のほか福井県25箇所にモニタステーション又はモニタリングポスト（NaI(Tl)シンチレーション検出器等）による連続測定並びに電子式積算線量計による定期測定（4回／年）を行う。

2 海洋放射能等の監視

原子力発電所放水口に水モニタを設置し、放射能の常時測定及び海水、海底土、生物の放射能の定期測定（4回／年）を行う。また、周辺海域の水温・塩分分布の定期測定（2回／日／季）を行う。

3 放射性物質の放出状況の監視

原子力発電所排気筒にダストモニタ、ガスモニタ等を設置し、放射能の常時測定を行う。

4 上記1、2の調査、測定の結果については、「高浜発電所に係る南丹市域の安全確保に関する通報連絡等協定書」及び「大飯発電所に係る南丹市域の安全確保等に関する協定書」に基づき、市へ報告するものとする。

なお、測定値に異常があった場合には、国（原子力規制庁）、及び京都府へ連絡するとともに、原因の把握等所要の措置を講じるものとする。

第6 住民広報窓口の設置

原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置する体制を整備する。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 2 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 3 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- 4 京都府及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第19節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。